

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

岩手県規則第 103 号

岩手県県税条例施行規則の一部を改正する規則

岩手県県税条例施行規則（昭和 41 年岩手県規則第 12 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
目次	目次
第 1 章 [略]	第 1 章 [略]
第 2 章 普通税	第 2 章 普通税
第 1 節～第 3 節 [略]	第 1 節～第 3 節 [略]
第 4 節 不動産取得税 (第 41 条—第 43 条)	第 4 節 不動産取得税 (第 40 条の 3—第 43 条)
第 5 節～第 9 節 [略]	第 5 節～第 9 節 [略]
第 3 章・第 4 章 [略]	第 3 章・第 4 章 [略]
附則 (委任外事項等)	附則 (委任外事項等)
第 5 条 [略]	第 5 条 [略]
2 知事は、条例第 5 条第 1 項各号の事項について決定したときは、必要事項を関係地方振興局長に通知するものとする。	2 知事は、条例第 5 条第 1 項各号の事項について決定したときは、必要事項を関係する広域振興局長又は地方振興局長（以下「局長」という。）に通知するものとする。
3 地方振興局長（以下「局長」という。）は、条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めなければならない。 (条例第 16 条ただし書に規定する県の機関等)	3 局長は、条例第 5 条第 1 項第 2 号の規定による課税地の指定を要するものがある場合においては、知事にその指定を求めなければならない。 (条例第 16 条ただし書に規定する県の機関等)
第 15 条の 2 [略]	第 15 条の 2 [略]
2 条例第 16 条ただし書に規定する規則で定めるものは、地方振興局の税務部納税課長（盛岡地方振興局にあつては、税務部管理課長）又は企画総務部の税務室長若しくは税務課長及び岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられるものとする。  (個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収及び滞納処分の引継ぎ又は引受け)	2 条例第 16 条ただし書に規定する規則で定めるものは、広域振興局及び地方振興局の税務部納税課長（盛岡地方振興局にあつては、税務部管理課長）、広域振興局総合支局地域支援部の税務室長若しくは県民センター所長又は企画総務部の税務室長及び岩手県東京事務所総務行政部長の職にある者をもって充てられるものとする。 (個人の県民税及び個人の市町村民税に係る徴収及び滞納処分の引継ぎ又は引受け)
第 30 条 [略]	第 30 条 [略]
2 局長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、県民税及び市町村民税の納付通知書（様式第 63 号）により、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。	2 局長は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、個人の県民税及び市町村民税の納付通知書（様式第 63 号）により、その旨を当該納税者又は特別徴収義務者に通知しなければならない。
3 [略]	3 [略]
第 4 節 不動産取得税	第 4 節 不動産取得税 (条例第 66 条の 2 第 2 項の規定による不動産取得税の減免)
	第 40 条の 3 条例第 66 条の 2 第 2 項に規定する同条第 1 項各号に準ずる特別の事情があると認められる不動産の取得は、次のいずれかに該当するものをいう。 (1) 災害により滅失し、又は損壊した不動産（次号に掲げる不動産の取得として既に不動産取得税の減免を受けたものを除く。）に代わるものと局長が認める不動産の取得（当該滅失又は損壊の日から 2 年以内に行われる取得に限る。） (2) 取得した不動産がその取得の直後に災害により滅失し、又は損壊した場合における当該不動産の取得
	2 局長は、前項第 1 号の不動産の取得に対しては条例第 66 条第 1 項第 1 号の、前項第 2 号の不動産の取得に対しては条例第 66 条第 1 項第 2 号の例により、その取得者の申請により不動産取得税を軽減し、又は免除す

(不動産取得税の訂正の通知)  
 第41条 [略]  
 (不動産取得税の減免の申請書等の様式等)  
 第42条の2 条例第66条の2第2項に規定する規則で定める申請書は、不動産取得税減免申請書(様式第80号の2)とする。  
 2 [略]  
 (不動産取得税の申告書等の様式)  
 第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
4 条例第55条の2第5項又は条例第61条第4項	[略]	様式第81号
5 条例第61条第8項、条例第64条の2第2項、法附則第11条の4第1項、法附則第11条の4第3項又は法附則第11条の4第5項	[略]	[略]
[略]		
8 条例第62条第2項、条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条の5第7項、条例第64条の6第7項、条例第64条の7第8項、条例第64条の8第7項、条例第64条の9第7項、法第73条の2第8項、法附則第11条の4第2項、法附則第11条の4第4項又は法附則第11条の4第6項	[略]	[略]
[略]		

(早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用)  
 第45条 条例第72条第1項第5号に規定する早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用で規則で定めるものは、次に掲げる利用とする。  
 (1)・(2) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式中次の表の左欄に掲げる字句等(同表の中欄に掲げる様式に規定するものに限る。)は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句等に改める。

名あて人又は発信人の意味で用いられている「地方振興局長」	様式第7号の2、様式第11号から様式第13号まで、様式第15号、様式第15号の2、様式第18号、様式第19号、様式第21号から様式第31号まで、様式第33号から様式第37号まで、様式第40号、様式第42号から様式第50号まで、様式第52号アから様式第53号アまで、様式第53号ウ、様式第58号、様式第62号、様式第64号から様式第68号まで、様式第71号、様式第71号の3、様式第71号の4、様式第71号の6、様式第71号の8から様式第75号の4まで、様式第77号、様式第79号、様式第80号、様式第82号アから様式第83号まで、様式第85号の2、様式第88号から様式第92号まで、様式第98号、様式第99号から様式第102号まで、様式第106	「 振興局長」
------------------------------	--	---------

る。  
 (不動産取得税の訂正の通知)  
 第41条 [略]  
 (不動産取得税の減免の申請書等の様式等)  
 第42条の2 条例第66条の2第3項に規定する規則で定める申請書は、不動産取得税減免申請書(様式第80号の2)とする。  
 2 [略]  
 (不動産取得税の申告書等の様式)  
 第43条 次の表の左欄に掲げる法令又は条例の規定による同表中欄に掲げる書類の様式は、それぞれ同表右欄に定めるところによるものとする。

条 項	書 類	様 式
[略]		
4 条例第55条の2第5項	[略]	様式第83号の2
5 条例第64条の2第2項、法附則第11条の4第1項、法附則第11条の4第3項又は法附則第11条の4第5項	[略]	[略]
5の2 条例第61条第4項	不動産取得税の減額申告書(住宅用)	様式第83号の2
[略]		
8 条例第64条の2第7項、条例第64条の3第7項、条例第64条の4第7項、条例第64条の5第7項、条例第64条の6第7項、条例第64条の7第8項、条例第64条の8第7項、条例第64条の9第7項、法第73条の2第8項、法附則第11条の4第2項、法附則第11条の4第4項又は法附則第11条の4第6項	[略]	[略]
8の2 条例第64条第2項	不動産取得税の還付申請書(住宅用)	様式第83号の2
[略]		

(早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用)  
 第45条 条例第72条第1項第3号に規定する早朝又は薄暮におけるゴルフ場の利用で規則で定めるものは、次に掲げる利用とする。  
 (1)・(2) [略]

	号、様式第121号の7、様式第122号の2から様式第123号ウまで、様式125号の2から様式第126号まで、様式第126号の3、様式第126号の4、様式第129号の2から様式第133号まで、様式第135号、様式第138号の3から様式第138号の8まで及び様式第138号の10から様式第149号まで	
当地方振興局長	様式第11号、様式第12号、様式第19号、様式第22号の4、様式第22号の5、様式第25号アから様式第29号アまで、様式第30号、様式第33号、様式第34号、様式第36号、様式第37号、様式第40号、様式第43号から様式第45号まで、様式第49号、様式第53号ア、様式第53号ウ、様式第71号の4、様式第71号の6、様式第71号の8、様式第72号、様式第74号、様式第75号の3、様式第75号の4、様式第79号、様式第80号、様式第85号の2、様式第89号の2、様式第89号の4、様式第90号、様式第92号、様式第100号、様式第106号、様式第121号の7、様式第122号の2から様式第122号の4アまで、様式第123号アから様式第123号ウまで、様式第125号の3、様式第131号、様式第138号の6、様式第138号の8、様式第138号の10、様式第138号の12、様式第139号、様式第141号、様式第144号、様式第148号及び様式第149号	この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局
地方振興局出納員	様式第26号、様式第27号の2、様式第28号、様式第33号、様式第53号ア、様式第53号ウ、様式第68号、様式第71号の4、様式第71号の6、様式第71号の8、様式第72号、様式第80号、様式第89号の4、様式第106号、様式第122号の2、様式第123号ア、様式第123号ウ、様式第131号、様式第138号の6、様式第138号の8及び様式第149号	広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員
地方振興局長	様式第126号備考1、様式第126号の3備考1及び2並びに様式第126号の4備考1及び2	最寄りの広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局

改正前	改正後																								
<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">地方振興局（単位 円）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第1号（第3条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">振興局（単位 円）</p> <p>[略]</p>																								
<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">地方振興局（単位 円）</p> <p>[略]</p>	<p>様式第2号（第4条関係）</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: right;">振興局（単位 円）</p> <p>[略]</p>																								
<p>様式第5号ア（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">地方振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（地方振興局保管）</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">地方振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（地方振興局保管）</p>	[略]	[略]	地方振興局出納員 様	[略]	[略]	<p>様式第5号ア（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（広域振興局等保管）</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（広域振興局等保管）</p>	[略]	[略]	振興局出納員 様	[略]	[略]										
[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">地方振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（地方振興局保管）</p>	[略]	[略]	地方振興局出納員 様	[略]	[略]																			
[略]																									
[略]																									
地方振興局出納員 様																									
[略]																									
[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（広域振興局等保管）</p>	[略]	[略]	振興局出納員 様	[略]	[略]																			
[略]																									
[略]																									
振興局出納員 様																									
[略]																									
<p>様式第5号イ（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">地方振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">地方振興局</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">記載欄</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（地方振興局保管）</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">地方振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">地方振興局</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">記載欄</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（地方振興局保管）</p>	[略]	[略]	地方振興局出納員 様	[略]	地方振興局	[略]	記載欄	[略]	[略]	[略]	<p>様式第5号イ（第7条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 80%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">広域振興局</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">等記載欄</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（広域振興局等保管）</p> </td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">広域振興局</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">等記載欄</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（広域振興局等保管）</p>	[略]	[略]	振興局出納員 様	[略]	広域振興局	[略]	等記載欄	[略]	[略]	[略]
[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">地方振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">地方振興局</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">記載欄</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（地方振興局保管）</p>	[略]	[略]	地方振興局出納員 様	[略]	地方振興局	[略]	記載欄	[略]	[略]	[略]														
[略]																									
[略]																									
地方振興局出納員 様																									
[略]																									
地方振興局	[略]																								
記載欄	[略]																								
[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">振興局出納員 様</td> </tr> <tr> <td style="width: 100%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">広域振興局</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">等記載欄</td> <td style="width: 90%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">（広域振興局等保管）</p>	[略]	[略]	振興局出納員 様	[略]	広域振興局	[略]	等記載欄	[略]	[略]	[略]														
[略]																									
[略]																									
振興局出納員 様																									
[略]																									
広域振興局	[略]																								
等記載欄	[略]																								
<p>様式第5号ウ（第7条関係）</p>	<p>様式第5号ウ（第7条関係）</p>																								

[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">地方振興局出納員 様</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">地方振興局記載欄</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">(地方振興局保管)</td></tr> </table>	[略]	[略]	地方振興局出納員 様	[略]	地方振興局記載欄	[略]	(地方振興局保管)	[略]
[略]									
[略]									
地方振興局出納員 様									
[略]									
地方振興局記載欄	[略]								
(地方振興局保管)									
[略]	様式第5号エ (第7条関係)								
[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">地方振興局出納員 様</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(地方振興局保管)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	地方振興局出納員 様	[略]	(地方振興局保管)	[略]	
[略]									
[略]									
[略]	地方振興局出納員 様								
[略]									
(地方振興局保管)	[略]								
[略]	様式第5号エ (第7条関係)								
[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">振興局出納員 様</td> </tr> <tr><td style="text-align: center;">[略]</td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">(広域振興局等保管)</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	振興局出納員 様	[略]	(広域振興局等保管)	[略]	
[略]									
[略]									
[略]	振興局出納員 様								
[略]									
(広域振興局等保管)	[略]								
[略]	備考 改正部分は、下線の部分である。								
	様式第5号オを次のように改める。								



改正前	改正後												
<p>様式第5号カ (第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 268 199 459">[略]</td> <td data-bbox="199 268 758 459"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 268 295 302">[略]</td> <td data-bbox="215 302 758 347">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 347 295 380">[略]</td> <td data-bbox="215 380 758 459"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 268 295 302">[略]</td> <td data-bbox="215 302 758 347">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 347 295 380">[略]</td> <td data-bbox="215 380 758 459"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div>	<p>様式第5号キ (第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 268 901 459">[略]</td> <td data-bbox="901 268 1508 459"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 268 997 302">[略]</td> <td data-bbox="917 302 1508 347">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 347 997 380">[略]</td> <td data-bbox="917 380 1508 459"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 268 997 302">[略]</td> <td data-bbox="917 302 1508 347">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 347 997 380">[略]</td> <td data-bbox="917 380 1508 459"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div>
[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 268 295 302">[略]</td> <td data-bbox="215 302 758 347">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 347 295 380">[略]</td> <td data-bbox="215 380 758 459"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div>								
[略]	[略]												
[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div>												
[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 268 997 302">[略]</td> <td data-bbox="917 302 1508 347">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 347 997 380">[略]</td> <td data-bbox="917 380 1508 459"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div>								
[略]	[略]												
[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div>												
<p>様式第5号ク (第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="119 542 199 732">[略]</td> <td data-bbox="199 542 758 732"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 542 295 575">[略]</td> <td data-bbox="215 575 758 620">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 620 295 654">[略]</td> <td data-bbox="215 654 758 732"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 542 295 575">[略]</td> <td data-bbox="215 575 758 620">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 620 295 654">[略]</td> <td data-bbox="215 654 758 732"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div>	<p>様式第5号ク (第7条関係)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="821 542 901 732">[略]</td> <td data-bbox="901 542 1508 732"> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 542 997 575">[略]</td> <td data-bbox="917 575 1508 620">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 620 997 654">[略]</td> <td data-bbox="917 654 1508 732"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>[略]</p>	[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 542 997 575">[略]</td> <td data-bbox="917 575 1508 620">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 620 997 654">[略]</td> <td data-bbox="917 654 1508 732"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div>
[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="215 542 295 575">[略]</td> <td data-bbox="215 575 758 620">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="215 620 295 654">[略]</td> <td data-bbox="215 654 758 732"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div>								
[略]	[略]												
[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>地方振興局出納員 様</span> </div>												
[略]	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="917 542 997 575">[略]</td> <td data-bbox="917 575 1508 620">[略]</td> </tr> <tr> <td data-bbox="917 620 997 654">[略]</td> <td data-bbox="917 654 1508 732"> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div> </td> </tr> </table>	[略]	[略]	[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div>								
[略]	[略]												
[略]	<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 20px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>[略]</span> <span>振興局出納員 様</span> </div>												
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。 様式第5号オの次に次の1様式を加える。</p>													

年度 岩手県個人事業税 領収済通知書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</span>		通常払込料金 加入者負担	年度 個人事業税 納付書 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">公</span>		年度 個人事業税 領収証書 ( )		
都道府県 岩手県 都道府県コード		都道府県 岩手県 都道府県コード		都道府県 岩手県 都道府県コード			
加入者名	岩手県出納長		加入者名		岩手県出納長		
収納機関番号	納付番号	確認番号	納付区分	口座番号	番		
納期限	年 月 日	一般会計 年度 個人事業税 ( )		納付番号			
整理番号	延滞金	領収日付印		確認番号	納付区分		
税額	円	(広域振興局等保管)		整理番号			
延滞金	円			税額	円		
合計	円			延滞金	円		
主管部名		(金融機関保管、郵便局 扱いの場合は領収証書)		税額	円		
納税者				延滞金	円		
様		領収日付印		合計	円		
				納期	年 月 日から 年 月 日まで		
様		領収日付印		納税者		様	
				主管部名			
様		領収日付印		(納税者保管)		(納税者保管)	
様		領収日付印		(納税者保管)		(納税者保管)	

縦11.4センチメートル、横35.6センチメートル

改正前	改正後								
<p>様式第7号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">地方振興局</p> <p style="text-align: center;">出納員 _____ 様</p> <p style="text-align: right;">地方振興局長</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第8号ア（第10条、第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">地方振興局長</p> <p>[略]</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> </div> <p style="text-align: right;">地方振興局出納員 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(地方振興局保管)</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">[略]</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>当地方振興局長</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は<u>地方振興局出納員</u>に納付できます。</p> </td> </tr> </table>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">地方振興局長</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> </div> <p style="text-align: right;">地方振興局出納員 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(地方振興局保管)</p>	[略]	<p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>当地方振興局長</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は<u>地方振興局出納員</u>に納付できます。</p>	<p>様式第7号（第9条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">振興局出納員 様</p> <p style="text-align: right;">_____ 振興局長</p> <p>[略]</p> </div> <p>[略]</p> <p>様式第8号ア（第10条、第11条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">_____ 振興局長</p> <p>[略]</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> </div> <p style="text-align: right;">_____ 振興局出納員 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(広域振興局等保管)</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(裏)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; padding: 5px;">[略]</td> <td style="padding: 5px;"> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局</u>若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付することができます。</p> </td> </tr> </table>	<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">_____ 振興局長</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> </div> <p style="text-align: right;">_____ 振興局出納員 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(広域振興局等保管)</p>	[略]	<p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局</u>若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付することができます。</p>
<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">地方振興局長</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> </div> <p style="text-align: right;">地方振興局出納員 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(地方振興局保管)</p>								
[略]	<p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>当地方振興局長</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は<u>地方振興局出納員</u>に納付できます。</p>								
<p>[略]</p> <p style="text-align: center;">_____ 振興局長</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>[略]</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> <p>[略]</p> </div> <p style="text-align: right;">_____ 振興局出納員 様</p> <p>[略]</p> <p style="text-align: center;">(広域振興局等保管)</p>								
[略]	<p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> <p>4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は<u>広域振興局、広域振興局総合支局</u>若しくは<u>地方振興局の出納員</u>に納付することができます。</p>								
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> <p>様式第8号エを削る。</p>									

改正前	改正後				
<p>様式第8号イ（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>当地方振興局長</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第8号ウ（第10条、第11条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>当地方振興局長</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p>	<p>様式第8号ウ（第10条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p> </td> </tr> </table> <p>[略]</p> <p>様式第8号エ（第10条、第11条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p>
<p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>当地方振興局長</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p>				
<p>[略]</p>	<p>[略]</p> <p>1 [略]</p> <p>2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく<u>この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u>を経由して提出してください。</p> <p>3 [略]</p>				



[略]	
[略]	[略]
1	[略]
2	この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく <u>当地方振興局長</u> を経由して提出してください。
3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は <u>地方振興局出納員</u> に納付できます。
[略]	
[略]	[略]
<u>地方振興局長</u> 氏 名 印	

[略]	
[略]	[略]
1	[略]
2	この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべく <u>この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局</u> を経由して提出してください。
3	[略]
4	この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県内の郵便局又は <u>広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員</u> に納付することができます。
[略]	
[略]	[略]
<u>振興局長</u> 氏 名 印	

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第8号アの次に次の1様式を加える。



納税通知書についての注意

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないように納期限までに納めてください。
- 2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

様式第8号オから様式第8号キまでを次のように改める。

(表)

年度 岩手県自動車税 領収済通知書 <span style="float: right;">公 通常払込料金 加入者負担 </span>		年度 自動車税納付書 <span style="float: right;">公 </span>		年度 自動車税 納税通知書兼領収証書		自動車税納税証明書 (継続検査用)	
都道府県 岩手県 都道府県コード		都道府県 岩手県 都道府県コード		都道府県 岩手県 都道府県コード		登録番号	
加入者名	岩手県出納長	口座番号	番	合計金額	円	納税証明書 有効期限	年月日
収納機関 番号	納付 番号	確認 番号	納付 区分	納付番号		振興局長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>	
納期限	年 月 日	一般会計 年度 自動車税		確認番号	納付区分	<p>この証明書は、車検を受ける際に使用する ものですから、車検証と一緒に大切に保管し ておいてください。 なお、登録番号が掲載されていないもの又は 金融機関等の領収日付印のないものは、 納税証明書として使用できません。(裏面を 御覧ください。)</p>	
登録番号		延滞金		納付コード			
税 額		円		支払期日			
延滞金		円		▲ ▲			
合 計		円					
主管部名							
納税者		様					
領収日付印							
(広域振興局等保管)							
都道府県 岩手県 都道府県コード		都道府県 岩手県 都道府県コード		都道府県 岩手県 都道府県コード			
加入者名		岩手県出納長		納付番号		納税通知書 領収証書	
口座番号		番		確認番号		納付区分	
納付番号				登録番号		登録番号	
税 額		円		税 額		円	
延滞金		円		延滞金		円	
合 計		円		合 計		円	
納 期		年 月 日から 年 月 日まで		納 期		年 月 日から 年 月 日まで	
納税者		様		納税者		様	
主管部名		領収日付印		主管部名		領収日付印	
				(金融機関保管、郵便局 扱いの場合は領収証書)			
地方税法に基づく岩手県条例第100条の規定により、上記のとおり賦課しますので 納めてください。				領収日付印			
年 月 日				振興局長 氏 名 <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span>			
(納付場所、延滞金及び不服申立ての方法については、 裏面に記載してあります。)				(納税者保管)			
				領収日付印			
				(納税者保管)			

縦11.4センチメートル、横35.6センチメートル

## 納税証明書についての注意

この証明書の登録番号欄に「\*」印のある場合は、過年度分の自動車税（延滞金を含む。）が未納となっていますので、本年度分及び過年度分を納めた上で、この処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局へ納税証明書の交付を申請してください。

また、「無効」の表示のある場合は、広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局へお問い合わせください。

なお、「\*」印又は「無効」の表示は、登録番号欄に記載されている日現在で付したものですので御了承ください。

## 納税通知書についての注意

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないよう納期限までに納めてください。
- 2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

(表)

年度 自動車税納税通知書

納税者

住所

氏名

様

この税額は、あなたの指定した金融機関の預(貯)金口座から振替の方法で納付していただきますので口座の残高を確認してください。

あなたの指定した金融機関の預(貯)金口座

金融機関名			
本支店名			
種 目		口座番号	

振替済の通知は、6月上旬に別途送付します。

登録番号			
税 額	円		
振 替 日	年	月	日
納 期	年	月	日 から 年 月 日まで

地方税法に基づく岩手県県税条例第100条の規定により、上記のとおり賦課しますので納めてください

年 月 日

振興局長 氏 名

(裏)

納税通知書についての注意

- この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないように納期限までに納めてください。
- この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
- この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。



納税通知書についての注意

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないように納期限までに納めてください。
- 2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する判決を経た場合に限り、審査請求に対する判決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても判決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。



(表)

年度 岩手県鉾区税 領収済通知書 <span style="float: right;">公 通常払込料金 加入者負担 </span>									
都道府県 岩手県 都道府県コード									
加入者名	岩手県出納長			口座番号	番		合計金額	円	
取納機関番号		納付番号		確認番号		納付区分			
納期限	年 月 日		一般会計		年度		鉾区税		
整理番号	延滞金		領収日付印						
税額	円	<input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>		(広域振興局等保管)					
延滞金	円	支払期日 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>							
合計	円	<input type="text"/> <input type="text"/> ▲ <input type="text"/> ▲ <input type="text"/>							
主管部名									
納税者									

年度 鉾区税納付書 <span style="float: right;">公 </span>									
都道府県 岩手県 都道府県コード 一般会計									
加入者名	岩手県出納長								
口座番号	番								
納付番号									
確認番号		納付区分							
整理番号									
税額	円								
延滞金	円								
合計	円								
納期	年 月 日から		年 月 日まで						
納税者  様									
主管部名					領収日付印				
(金融機関保管、郵便局扱いの場合は領収証書)									

年度 鉾区税 納税通知書兼領収証書										
都道府県 岩手県 都道府県コード										
納付番号				確認番号		納付区分				
整理番号										
課税標準		税率		税額						
		円		円						
延滞金 (日分)		円								
合計		円								
納期		年 月 日から		年 月 日まで						
摘要										

領収日付印									
(納税者保管)									

地方税法に基づく岩手県県税条例第108条の規定により、上記のとおり賦課しますので納めてください。

年 月 日

振興局長 氏 名 印

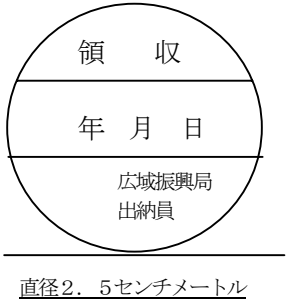
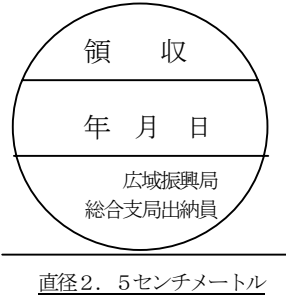
(納付場所、延滞金及び不服申立ての方法については、裏面に記載してあります。)

## 納税通知書についての注意

- 1 この通知書に記載された納期限までに納税されない場合は、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1箇月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント（平成12年1月1日以後の期間に対応するものについては、各年の前年の11月30日を経過する時における公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該公定歩合に年4パーセントの割合を加算した割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。））の割合を乗じて計算した延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）を加算して納めていただくこととなりますので、無駄な費用をかけないように納期限までに納めてください。
- 2 この通知書による県税の賦課処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面（正副2通）をもって審査請求をすることができます。なお、審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
- 3 この通知書による県税の賦課処分の取消しの訴え（取消訴訟）は、上記2の審査請求に対する裁決を経た場合に限り、審査請求に対する裁決の通知を受け取った日の翌日から起算して6箇月以内に、県を被告として（訴訟において県を代表する者は、知事となります。）提起することができます。ただし、次の①から③までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで賦課処分の取消しの訴えを提起することができます。①審査請求があった日から3箇月を経過しても裁決がないとき。②賦課処分により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 4 この通知書による県税は、岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付することができます。

改正前	改正後
様式第9号（第11条関係） [略] 地方振興局出納員 氏 名印	様式第9号（第11条関係） [略] 振興局出納員 氏 名印
備考 改正部分は、下線の部分である。	

様式第9号の2中「地方振興局出納員」を「振興局出納員」に、「地方振興局出納員 氏」を「振興局出納員 氏」に改める。

改正前	改正後
様式第9号の3（第11条関係） 領収印	様式第9号の3（第11条関係） 領収印 1 広域振興局の例  2 広域振興局総合支局の例 
1 [略] 2 [略]	3 [略] 4 [略]
様式第9号の4（第11条の4関係） [略] 地方振興局出納員 様 [略] 地方振興局長	様式第9号の4（第11条の4関係） [略] 振興局出納員 様 [略] 振興局長
様式第14号（第16条関係） [略] [略] 地方振興局長 様 [略] [略] [略] 払込方法 1 銀行 2 郵便局 3 信用金庫 4 地方振興局 に払い込みます。 [略] [略]	様式第14号（第16条関係） [略] [略] 振興局長 様 [略] [略] [略] 払込方法 1 銀行 2 郵便局 3 信用金庫 4 振興局 に払い込みます。 [略] [略]
様式第16号（第20条関係） [略] [略] 地方振興局 [略]	様式第16号（第20条関係） [略] [略] 振興局 [略]

[略]

様式第17号 (第21条関係)

[略]
おって、あなたの書類は、 <u>当地方振興局</u> において保管していますから請求があれば、いつでも交付します。
[略]
地方振興局長 氏 名印
[略]

様式第20号 (第24条関係)

[略]
県税滞納処分差押物件 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">地方振興局長印</span>
[略]

様式第39号 (第25条関係)

[略]
[略]
地方振興局長 氏 名印
年 月 日付けで徴収猶予した県税の徴収金について猶予できない事情が生じたので、このことについてあなたの弁明をお聞きしたいから 年 月 日 時までに <u>地方振興局</u> へおいでください。
[略]
[略]

様式第41号 (第25条関係)

[略]
[略]
地方振興局長 氏 名印
[略]
[略] [略]
払込方法 1 銀行 2 郵便局 3 信用金庫 4 <u>地方振興局</u> に払い込みます。
[略]

様式第51号 (第25条関係)

[略]
地方振興局長 様
[略]

備考 抵当権欄には、地方振興局に提供した抵当物の名称等を記載してください。

[略]

様式第57号 (第28条関係)

[略]
岩手県知事 氏 名印 (地方振興局長)
次のとおり、地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により通告します。この通告書の送達を受けた日から起算して20日以内に、次の金額を <u>地方振興局</u> に納付することを命じます。

[略]

様式第17号 (第21条関係)

[略]
おって、あなたの書類は、_____において保管していますから請求があれば、いつでも交付します。
[略]
_____振興局長 氏 名印
[略]

備考 本文中の空欄には、書類を保管している広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の名称を記載してください。

様式第20号 (第24条関係)

[略]
県税滞納処分差押物件 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>
[略]

備考 印は、広域振興局長又は地方振興局長の印を押印してください。

様式第39号 (第25条関係)

[略]
[略]
_____振興局長 氏 名印
年 月 日付けで徴収猶予した県税の徴収金について猶予できない事情が生じたので、このことについてあなたの弁明をお聞きしたいから 年 月 日 時までに_____へおいでください。
[略]
[略]

備考 本文中の場所に係る空欄には、弁明を聴取する広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の名称を記載してください。

様式第41号 (第25条関係)

[略]
[略]
_____振興局長 氏 名印
[略]
[略] [略]
払込方法 1 銀行 2 郵便局 3 信用金庫 4 _____振興局に払い込みます。
[略]

[略]

様式第51号 (第25条関係)

[略]
_____振興局長 様
[略]

備考 抵当権欄には、広域振興局又は地方振興局に提供した抵当物の名称等を記載してください。

[略]

様式第57号 (第28条関係)

[略]
岩手県知事 氏 名印 (_____振興局長)
次のとおり、地方税法第 条及び国税犯則取締法第14条の規定により通告します。この通告書の送達を受けた日から起算して20日以内に、次の金額を_____に納付することを命じます。

[略]
[略]

様式第63号 (第30条関係)

県民税及び市町村民税の納付通知書	
[略]	
地方振興局長 氏 名 宛	
あなたが滞納している下記県民税及び市町村民税に係る徴収金については、これまで 市町村において取り扱い、自主的に納税されるようお願いしておりましたが、いまだに納められない旨報告がありましたので、	
年 月 日以降当地方振興局に引継ぎを受け、 年 月 日までの間当職が直接徴収することになりましたので通知します。	
ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は地方振興局出納員に納付してください。	
[略]	

様式第69号 (第35条、第40条関係)

[略]
地方振興局長 氏 名 宛
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は地方振興局出納員に納付してください。

[略]		
事業	[略]	
	資本等の金額の総額 ① [略]	
	[略]	
	[略]	
業	本	[略]
		資 課税標準(資本 ②) [略]
	税	本 等の金額
		[略]
分	[略]	
割	[略]	
税	[略]	
[略]		

[略]	[略]
控除しきれなかった	[略]
利子割額	[略]

教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべく当地方振興局長を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

様式第70号 (第35条、第40条関係)

[略]
[略]

備考 本文中の空欄には、納付場所である広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局の名称を記載してください。

様式第63号 (第30条関係)

個人の県民税及び市町村民税の納付通知書	
[略]	
振興局長 氏 名 宛	
あなたが滞納している下記の個人の県民税及び市町村民税に係る徴収金については、これまで 市町村において取り扱い、自主的に納税されるようお願いしておりましたが、いまだに納められない旨報告がありましたので、地方税法第48条の規定に基づき、	
年 月 日以降引継ぎを受け、	
年 月 日までの間当職が直接徴収することになりましたので通知します。	
ついては 年 月 日までに、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。	
[略]	

様式第69号 (第35条、第40条関係)

[略]
振興局長 氏 名 宛
[略]
なお、不足税額及び加算金額は、下記指定納期限までに同封の納付書により、最寄りの岩手県指定金融機関、岩手県指定代理金融機関、岩手県収納代理金融機関、岩手県、青森県、宮城県、秋田県、山形県若しくは福島県内の郵便局又は広域振興局、広域振興局総合支局若しくは地方振興局の出納員に納付してください。

[略]		
事業	[略]	
	資本金等の額の総額 ① [略]	
	[略]	
	[略]	
業	本	[略]
		資 課税標準(資本 ②) [略]
	税	本 金等の額
		[略]
分	[略]	
割	[略]	
税	[略]	
[略]		

[略]	[略]
控除できなかった利	[略]
子割額	[略]

教示	1 この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をすることができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出してください。
	2 [略]
[略]	

様式第70号 (第35条、第40条関係)



[略]		
[略] 地方振興局長 様	申請者	[略]
岩手県条例第66条の2第1項第1号の規定により、代替 第2号の規定により、滅失し、又は 替 損壊した 不動産の取得に係る不動産取得税の減免を申請します。		
[略]		
◎ここから下は、該当する事項欄にのみ記載してください。		
ア 滅失し、又は損壊した 家屋	[略]	
イ 代替取得した家屋	[略]	
[略]		

[略]

様式第80号の3 (第42条の2関係)

[略]	
[略]	
地方振興局長 氏 名 同	
不動産取得税の減免について、岩手県条例第66条の2第1項第1号に 第2号 該当する(しない)ので、次とおり承認(承認しないこと)しま しないこととなった ので、次とおり 取 り 消 しま す。	
教示	1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌 日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定 により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をする ことができます。審査請求書は、なるべく当地方振興局長を経由 して提出してください。
	2 [略]

[略]

様式第81号 (第43条関係)

(表)  
 不動産取得の申告書  
 不動産取得税の課税標準等の特例の適用を受け  
 たい旨の申告書

[略]		
[略] 振興局長 様	申請者	[略]
次に掲げる不動産の取得に係る不動産取得税の減免を申請します。 (次の該当する項目の記号を○で囲んでください。) ア 岩手県条例第66条の2第1項第1号又は第2項(災害による代替 不動産の取得) イ 岩手県条例第66条の2第1項第2号又は第2項(災害により滅失 し、又は損壊した不動産の取得)		
[略]		
◎ここから下は、該当する事項欄にのみ記載してください。		
滅失し、又は損壊した家屋	[略]	
代替取得した家屋(アに該 当する方は、記載してくだ さい。)	[略]	
[略]		

[略]

様式第80号の3 (第42条の2関係)

[略]	
[略]	
振興局長 氏 名 同	
不動産取得の減免について、次の規定に該当する(しない)ので、 しないこととなった ので、 次のとおり承認(承認しないこと)と 取 り 消 します。	
ア 岩手県条例第66条の2第1項第1号又は第2項(災害による代替 不動産の取得) イ 岩手県条例第66条の2第1項第2号又は第2項(災害により滅失 し、又は損壊した不動産の取得)	
教示	1 この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌 日から起算して60日以内に、行政不服審査法第4条第1項の規定 により、知事に対して書面(正副2通)をもって審査請求をする ことができます。審査請求書は、なるべくこの処分を取り扱った 広域振興局、広域振興局総合支局又は地方振興局を経由して提出 してください。
	2 [略]

[略]

様式第81号 (第43条関係)

(表)  
 不動産取得の申告書

付 受 ○ 印		年月日 [略]	地方振興局長 様
不動産取得の申告	家屋の取得	[略]	
	土地の取得	[略]	
課税標準等の特例の適用を受けたい旨の申告	次の該当する項目の記号を○で囲んでください。		
	ア 岩手県県税条例第55条の2第1項(住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))による取得に係る課税標準の特例		
	イ 岩手県県税条例第55条の2第4項(既存住宅の取得に係る課税標準の特例)		
	ウ 岩手県県税条例第61条第1項(新築住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)		
エ 岩手県県税条例第61条第2項(既存住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)			
アに該当する場合で、当該住宅の取得が増改築又は既に取得している住宅と一構となる住宅の新築による取得であるときには、以前から所有している住宅について右の欄に記載してください。		取得年月日	・・・
		取得事由	
		床面積	m <sup>2</sup>
ウ又はエに該当する場合は、取得予定の住宅について、右の欄に記載してください。		取得予定年月日	・・・
		床面積	m <sup>2</sup>
摘要	[略]		

付 受 ○ 印		年月日 [略]	振興局長 様
不動産取得の申告	家屋の取得	[略]	
	土地の取得	[略]	
課税標準等の特例の適用を受けたい旨の申告	次の該当する項目の記号を○で囲んでください。		
	ア 岩手県県税条例第55条の2第1項(住宅の建築(新築された住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないものの購入を含む。))による取得に係る課税標準の特例		
	イ 岩手県県税条例第55条の2第4項(既存住宅の取得に係る課税標準の特例)		
	ウ 岩手県県税条例第61条第1項(新築住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)		
エ 岩手県県税条例第61条第2項(既存住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)			
アに該当する場合で、当該住宅の取得が増改築又は既に取得している住宅と一構となる住宅の新築による取得であるときには、以前から所有している住宅について右の欄に記載してください。		取得年月日	・・・
		取得事由	
		床面積	m <sup>2</sup>
ウ又はエに該当する場合は、取得予定の住宅について、右の欄に記載してください。		取得予定年月日	・・・
		床面積	m <sup>2</sup>
摘要	[略]		

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第83号の次に次の1様式を加える。

様式第83号の2(第43条関係)

- 不動産取得税の課税標準の特例を受けたい旨の申告書
- 不動産取得税の減額申告書(住宅用)
- 不動産取得税の還付申請書(住宅用)

付 受 ○ 印		年月日	振興局長 様	
申告者又は申請者	住所(所在地)	(電話)		
	フリガナ氏名(名称)	印		
	還付される税金の受取りを希望する預金口座(次のウに該当する方は、記載してください。)	金融機関名(郵便局は、記載しないでください。)		
		本支店名		
種目		普通・当座		
	口座番号			



次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例を適用してください。

(ア) 岩手県税条例（以下「条例」という。）第 55 条の 2 第 1 項（新築住宅等の取得）

(イ) 条例第 55 条の 2 第 4 項（既存住宅の取得）

イ 次の規定の適用があるべき旨を申告しますので、住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税を減額してください。

(ア) 条例第 61 条第 1 項（新築住宅の用に供する土地の取得）

(イ) 条例第 61 条第 2 項（既存住宅の用に供する土地の取得）

ウ 次の規定の適用があることとなったことから、条例第 64 条の規定により住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付を申請します。

(ア) 条例第 61 条第 1 項（新築住宅の用に供する土地の取得）

(イ) 条例第 61 条第 2 項（既存住宅の用に供する土地の取得）

1 取得した不動産

土地	所在地	地目	積	取得年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名		
			m <sup>2</sup>	..				
家屋	所在地	家屋番号	種類	構造	床面積	取得年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名
					m <sup>2</sup>	..		

2 減額又は還付に係る内訳（イ又はウに該当する方は、記載してください。）

(1) 新築した住宅等の内訳

家屋の明細	構造	床面積 (a)	着工年月日	..	土地の価格が 150 万円を超える場合の計算					
			完成年月日	..	住宅の区分	土地の面積 (b)	土地の価格 (c)	土地の 1 平方メートル当たりの価格 (c)/(b) (d)	床面積の 2 倍の面積 (a) × 2 (e)	減額の基礎となる額 (d) × (e)
			取得年月日	..		m <sup>2</sup>	円	円	m <sup>2</sup>	円

(2) 減額又は還付を受けようとする税額等

年度	納期限	課税された税額 ①	納付年月日	納付済税額 ②	差引未納税額 ①-② ③	減額(免除)となる税額 ④	還付申請税額 ④-③
	..	円	..	( ) 円	円	円	( )円

3 ア(ア)に該当する場合で、当該住宅の取得が増改築又は既に取得している住宅と一構となる住宅の新築による取得であるとき、当該住宅の内訳

床面積	取得年月日	取得事由
m <sup>2</sup>	..	

備考 1 標題について、該当する申告書又は申請書の口にレ印を付してください。

2 1 の記載上の注意

- (1) 所在地欄には、土地にあつては登記簿上の「所在」及び「地番」を、家屋にあつては登記簿上の「所在」を記載してください。
- (2) 地目欄には、住宅用宅地、それ以外の宅地、農地、山林、原野、雑種地等詳しく記載してください。
- (3) 種類欄には、住宅、店舗併用住宅等詳しく記載してください。
- (4) 構造欄には、木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造及び階数等詳しく記載してください。
- (5) 取得年月日欄には、実際に取得した日（建築された家屋については、使用又は譲渡が行われた日）を記載してください。

い。

(6) 取得事由欄には、新築、増築、改築、交換、贈与等詳しく記載してください。

3 2(2)の納付済税額及び還付申請税額の欄の括弧内には、本税に附帯する徴収金を記載してください。

4 この申請書を提出する場合は、該当事項の適用を受けるに足る証明書類を添付してください。

(A4)

改正前	改正後																													
<p>様式第84号 (第43条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">[略] 地方振興局長 様</td> <td style="width:50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>次の該当する項目の記号を○で囲んでください。</p> <p>ア 岩手県条例第61条第8項 (住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の減額)</p> <p>イ [略] ウ [略] エ [略] オ [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 新築した住宅等の内訳 (アに該当する方は、記載してください。)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">家屋の明細</th> <th rowspan="2">構造</th> <th rowspan="2">床面積(㎡)</th> <th rowspan="2">着工年月日</th> <th rowspan="2">完成(取得)年月日</th> <th colspan="5">土地の価格が150万円を超える場合の計算</th> </tr> <tr> <th>住宅地の区分</th> <th>土地の価格(円)</th> <th>土地の1平方メートル当たりの価格(円)</th> <th>床面積の2倍の面積(㎡)</th> <th>減額の基礎となる積算額(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>㎡</td> <td></td> <td></td> <td>㎡</td> <td>円</td> <td>円</td> <td>㎡</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 被収用不動産等の内訳 (イに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p> <p>5 支給を受けた助成金の額等 (ウに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p> <p>6 入会林野整備等の対象となった土地の価格等 (エに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p> <p>7 計画の名称等 (オに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p>	[略] 地方振興局長 様	[略]	家屋の明細	構造	床面積(㎡)	着工年月日	完成(取得)年月日	土地の価格が150万円を超える場合の計算					住宅地の区分	土地の価格(円)	土地の1平方メートル当たりの価格(円)	床面積の2倍の面積(㎡)	減額の基礎となる積算額(円)			㎡			㎡	円	円	㎡	円	<p>様式第84号 (第43条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">[略] 振興局長 様</td> <td style="width:50%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>次の該当する項目の記号を○で囲んでください。</p> <p>ア [略] イ [略] ウ [略] エ [略]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 被収用不動産等の内訳 (アに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p> <p>4 支給を受けた助成金の額等 (イに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p> <p>5 入会林野整備等の対象となった土地の価格等 (ウに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p> <p>6 計画の名称等 (エに該当する方は、記載してください。)</p> <p>[略]</p>	[略] 振興局長 様	[略]
[略] 地方振興局長 様	[略]																													
家屋の明細	構造	床面積(㎡)	着工年月日	完成(取得)年月日	土地の価格が150万円を超える場合の計算																									
					住宅地の区分	土地の価格(円)	土地の1平方メートル当たりの価格(円)	床面積の2倍の面積(㎡)	減額の基礎となる積算額(円)																					
		㎡			㎡	円	円	㎡	円																					
[略] 振興局長 様	[略]																													
<p>様式第85号 (第43条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">[略] 地方振興局長 様</td> <td style="width:10%; text-align: center;">申告者</td> <td style="width:40%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>次の該当する項目の記号を○で囲んでください。</p> <p>ア 岩手県条例第62条第2項 (住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>イ 岩手県条例第64条の2第4項 (被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>ウ 岩手県条例第64条の3第4項 (譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予)</p>	[略] 地方振興局長 様	申告者	[略]	<p>様式第85号 (第43条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:50%; text-align: center;">[略] 振興局長 様</td> <td style="width:10%; text-align: center;">取得者又は申告者</td> <td style="width:40%; text-align: center;">[略]</td> </tr> </table> <p>岩手県条例 (以下「条例」という。) 第59条第1項の規定により不動産を取得した旨を申告するとともに、次に掲げる規定により、不動産取得税の徴収猶予について申告します。</p> <p>ア 条例第62条第2項 (住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>イ 条例第64条の2第4項 (被収用不動産等の代替不動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予)</p> <p>ウ 条例第64条の3第4項 (譲渡担保財産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予)</p>	[略] 振興局長 様	取得者又は申告者	[略]																							
[略] 地方振興局長 様	申告者	[略]																												
[略] 振興局長 様	取得者又は申告者	[略]																												

- エ 岩手県県税条例第64条の4第4項（市街地再開発組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - オ 岩手県県税条例第64条の5第4項（事業協同組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - カ 岩手県県税条例第64条の6第4項（農地保有合理化法人の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - キ 岩手県県税条例第64条の7第5項（土地改良区等の換地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - ク 岩手県県税条例第64条の8第4項（外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - ケ 岩手県県税条例第64条の9第4項（農業生産法人の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
- コヘシ [略]

土地	[略]	地目		地積		取得(設定)年月日	
				㎡		. . . . .	
家屋	[略]	家屋番号	種類	構造	床面積	取得(設定)年月日	
					㎡	. . . . .	

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]	地方振興局長 様	[略]
-----	----------	-----

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

ア 岩手県県税条例第64条第2項（住宅の用に供する土地の取得に係る不動産取得税の還付）

- イ [略]
- ウ [略]
- エ [略]
- オ [略]
- カ [略]
- キ [略]
- ク [略]
- ケ [略]
- コ [略]
- サ [略]
- シ [略]
- ス [略]

[略]

◎ここから下は、該当する事項欄にのみ記載してください。

ア 住宅の用に供する土地の取得

家屋の明細	構造	着工年月日	土地の価格が150万円を超える場合の計算				
	床面積(㎡)	年月日	住宅区分	土地の面積(㎡)	土地の1平方メートル当たりの価格(円)	土地の1平方メートル当たりの面積(㎡)	床面積の減額の基礎となる額(円)
	㎡	年月日		(イ)	(ロ)	(ハ) × 2	(ニ) × (ホ)
	取得年月日	年月日		㎡	円	円	円

イ [略]

- エ 条例第64条の4第4項（市街地再開発組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - オ 条例第64条の5第4項（事業協同組合等の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - カ 条例第64条の6第4項（農地保有合理化法人の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - キ 条例第64条の7第5項（土地改良区等の換地の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - ク 条例第64条の8第4項（外国人留学生の寄宿舎の用に供する不動産の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
  - ケ 条例第64条の9第4項（農業生産法人の取得に係る不動産取得税の徴収猶予）
- コヘシ [略]

土地	[略]	地目	地積	用途	取得年月日	登記年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名
			㎡					
家屋	[略]	家屋番号	種類	構造	床面積	取得年月日	取得事由	前所有者の住所及び氏名
					㎡			

[略]

様式第86号（第43条関係）

[略]

[略]	振興局長 様	[略]
-----	--------	-----

次の該当する項目の記号を○で囲んでください。

- ア [略]
- イ [略]
- ウ [略]
- エ [略]
- オ [略]
- カ [略]
- キ [略]
- ク [略]
- ケ [略]
- コ [略]
- サ [略]
- シ [略]

[略]

◎ここから下は、該当する事項欄にのみ記載してください。

ア [略]

